知っておきたい

世界各国の産業用ヘンプ

第45回

パラグアイ

違法な大麻栽培の10倍以上の収入に！ ヘンプを家族農業モデルで支援

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

パラグアイ共和国は、南米大陸の中央部に位置し、アルゼンチン、ブラジル、ボリビアと国境を接した内陸国である。人口は約700万人を有し、先住民のグアラニー族とスペイン人との混血が90％以上を占めるため、スペイン語とグアラニー語が公用語になっている。日本の1・1倍程度の国土の大半は丘陵および平原地帯で、大豆、綿花、マテ茶、牧畜（食肉）などを生産する農業国だ。世界第4位の輸出量を誇る大豆の普及に、入植した日本人が貢献したことから南米随一の親日国でもある。

違法大麻の大生産国

1811年にスペインから独立。一時は栄えたが、1864年に開戦した三国同盟戦争に敗北したことで国家の基盤は完全に崩壊した。その後、社会情勢は停滞したまま20世紀を迎え、戦争と内戦を経て1954年に樹立したアルフレド・ストロエスネルによる独裁政権は約35年続いた。89年のクーデターにより文民政権に移行したが、貧困層を多く抱え、ブラジルやアルゼンチンへの依存度の高い経済状況にある。

大麻草は、60年代後半に違法な換金作物として同国の歴史に登場した。マフィアが取り仕切る麻薬密売組織が動き出したのは、ブラジルと国境を接するアマンバイ県とアルト・パラナ県だった。70年代には大豆が集約的に生産されるようになり、一部の大規模土地所有者に莫大な利益をもたらす一方で、小農民は困窮した。

歪んだ生産構造、貧困などを抱え、展望の明るくない小農民に違法な大麻栽培を勧めたのは、もともと彼らから農産物を集荷し販売していた仲買人たちだった。農村部では人口の60％が29歳以下の若者で、ほかに経済的に自立する道が全くないことから、ごく自然に大麻ビジネスに参加するようになった。地主、輸送業者、民間警備会社、栽培地を守る仲買人によって、ときには暗殺者も雇われて構築された大麻生産チェーンは、地元権力の中枢（市長、国会議員、公務員、警察官、軍人）に資金供給できるまでに発展し、南米最大の違法大麻の生産国として国際社会に知られるようになる。

一方、パラグアイ政府は、国家や社会習慣に対する脅威として大麻を含む薬物を犯罪扱いとしている。72年に法律357号を、刑罰を重くした法律1340号を88年に制定した。なお、個人的な所持は大麻10gまで、コカイン2gまでは犯罪に問われない。

2009年の『世界薬物報告』（国連薬物犯罪事務所）では、大麻の輸出額が7億950万米ドル、コカインが8億米ドルと推計されている。これらを合わせると、同国の主要輸出品である大豆の16億米ドル（1760億円）と同規模になる。また、パラグアイ国家麻薬対策局（SENAD）は、6000～7000haの違法大麻栽培があり、約2万人の農家がブラジルとの国境エリアの零細経済を支えているという。

違法な大麻取引ゆえに流通価格が高くなり、密売組織間の縄張り争いが絶えず、ブラジルとの国境エリアの4県では殺人発生率が高止まりしている。政府は、警察だけでなく軍隊を使って、組織犯罪を取り締まっているが、資金も人も不十分なことから、賄賂で懐柔された腐敗構造が長年続き、ほとんど成果が上がっていない。

禁止政策から合法化へ

パラグアイの薬物規制は61年と71年の国連薬物条約を批准し、72

年の麻薬および向精神薬に関する南米協定（ＡＳＥＰ）に基づく対応で、71年に米国のニクソン大統領が薬物取引を撲滅するために軍事介入するとした「薬物戦争」の南米版の始まりだった。しかし、数十年に及ぶ薬物戦争は、南米諸国を社会的に苦しめた。

そうした背景のもと、ブラジル、コロンビア、メキシコの大統領経験者3名を中心に17名が立ち上がった。違法薬物に対する米国の禁止政策と欧州のハームリダクション政策[注]を批判的に評価し、09年に「麻薬と民主主義に関するラテンアメリカ委員会」の宣言にまとめたのだ（図1）。米国の薬物戦争から脱却し、薬物を刑罰で処遇するのではなく、健康問題として扱うことを提案したこの宣言は、南米諸国の大麻政策の路線変更に多大な影響を与えた。

その後、13年にウルグアイが密売組織の壊滅のために産業用ヘンプ、医療用大麻、嗜好用大麻を同時に合法化した。その動きを見て、ほかの国々でも農民組織、政治家、民間企業などの分野で大麻法改正の機運が高まった。医療用大麻は15年にジャマイカ、チリ、プエルトリコの3カ国が、16年にコロンビアが、17年にメキシコとペルーで合法化され、中南米諸国に一気に広がった。パラグアイも17年に法律6007号により医療用大麻の合法化に踏み切った。12企業に免許が交付され、生産、加工、輸出に向けた準備が進んでいる。

ヘンプは国益作物と宣言

近年、ヘンプの分野でも動きがあった。19年に法律2725号が施行され、マリファナの主成分であるＴＨＣ濃度が0・5％以下を「非向精神性大麻（ヘンプ）」に、0・5％を超えるものを「向精神性大麻」に分類し、大麻草の扱いは農業省の管轄になった。

さらに、20年8月にはマリオ・アブド・ベニテス大統領が「ヘンプは国益作物である」と宣言し、ヘンプ栽培の小規模農家向けの支援プログラムに署名したのである。農家は最大2haのヘンプ栽培が認められ、1ha当たりの収益見込みは、約1000万パラグアイグアラニー（約20万円）という。同国の一人当たりの国民総所得（ＧＮＩ）が5240ドル（約58万円）であることを考慮すると、小規模農家の収益向上が期待される。亜熱帯性の気候により年2回収穫ができれば、違法な大麻生産よりヘンプ栽培のほうが10倍以上の収入になると強調している。

政府はヘンプ農業に2万5000世帯が従事することを想定しており、貧困国でヘンプを家族農業モデルで支援するという興味深い政策である。国立農業技術研究所が、ハンガリーやフランス、中国、米国から輸入したさまざまな品種を試験栽培し、その生育状況を評価し、地域に合った品種選定のサポートを行なう。

また、民間側では、20年にパラグアイヘンプ商工会議所（ＣＣＩＰ）が組織化され、これまでに約200haの作付け実績が報告されている。南米でスーパーフードを40カ国に輸出を手がけているヘルシーグレイン社が、食品加工に投資している。20年産のヘンプナッツ、ヘンプオイル、ヘンプパウダーの計1tを米国に初めて輸出し、第一歩を踏み出した（図2）。今後は、睡眠改善、抗不安、抗炎症作用が注目されている大麻草の機能性成分であるＣＢＤの商品化を進めていくという。

裏経済の違法な換金作物から、表経済の合法な換金作物に転換を促す政策は、同国の社会構造に大きな改革をもたらすだろう。困難な道かもしれないが、パラグアイ農業の新たな挑戦が始まった。

図1：2009年「麻薬と民主主義に関するラテンアメリカ委員会」の宣言

1. 中毒者を、違法市場での薬物購入者から、医療システムの患者に変える。
2. 個人消費目的の大麻所持を非犯罪化することの利便性を、公衆衛生的なアプローチと最先端の医学を用いて評価する。
3. 革新的な情報提供と予防キャンペーンにより、特に最大の利用者層である若者に理解され受け入れられることで、消費量を削減する。
4. 抑圧的な戦略を組織犯罪との絶え間ない戦いに集中させる。
5. 違法薬物の栽培に対する法執行戦略を再構築する。

出典：http://www.druglawreform.info/images/stories/documents/paradigma-s.pdf

図2：ヘルシーグレイン社から初めて輸出されるヘンプ食品

出典：https://healthygrainssa.com.py

注）薬物使用者の社会的な害と個人への害を軽減する政策のこと